

Voters

特集

主権者教育の目指すもの

- ▶ 学習指導要領の改訂と主権者教育の充実（谷田部 玲生） 4
- ▶ 憲法から見た主権者教育（穴戸 常寿） 7
- ▶ オーストリアにおける主権者教育 発展の背景と目的（近藤 孝弘） 10
- ▶ 主権者教育だけではない！
ースウェーデンの若者の投票率が異様に高い理由（両角 達平） 12

巻頭言 ▶ 市民と政治（真淵 勝） 3

コーナー ▶ 海外の選挙事情
ドイツ総選挙 15

コーナー ▶ 情報フラッシュ 2、16

連載 ▶ メディア・リテラシーを学ぶ
(第3回)(森本 洋介) 18

連載 ▶ 「高大接続」を考える(最終回)
(友野 伸一郎) 20

寄稿 ▶ あなたのまちの選挙啓発
そのまま大丈夫？
(土肥 潤也) 22

レポート ▶ 学校における選挙出前授業の取り組み
(右京区学生選挙サポーター) 24



公益財団法人 明るい選挙推進協会

本誌は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。





壁新聞を通じて選挙をPR

福岡県大野城市で活動している**大野城投票率あっぷの会**は、9月3日に予定されていた市長選挙（無投票）に向けての啓発活動として壁新聞を作成し、大野城まどかぴあ男女平等推進センターに掲出しました。

本年1月に成人式会場で新成人から聞き取った選挙を棄権した理由や、女性参政権に関する記事、市議選投票率の周辺市との比較などを掲載しました。

同センターは図書館やコンサートホールも併設され、日頃から多くの方が来館されます。壁新聞を読まれた方から、周辺の市より投票率が低いことを初めて知ったといった感想が聞かれるなど、関心呼び込むツールとなりました。



東広島市選管では、市役所にある事務局の西側通路に「壁新聞ブース」を設けています。来庁者などへ選挙への関心を高めてもらおうと、掲示内容は定期的に変更しています。

②明るい選挙推進協議会の啓発対策（これから）	
区分	啓発
30代まで	ア 東広島市18歳選挙権連絡協議会の一層
	イ 市内全高校・特別支援学校での出前講座～出前講座の講師育成への取組
	ウ 市教育委員会と連携し、小中学校につ～併せてPTAへの働きかけを行う
40代・50代	エ 20代の投票率が最も低いことをPRし～家族みんなで投票所に行く運動な
	ア 「選挙運動のすすめ」の呼びかけ
	イ 企業への啓発対策
60代以上	ウ 地域行事への参加促進
	エ 本市の投票率が極めて低いことをPR
	ア 協議会構成団体の内部研修等への参加
共通	イ 社会福祉協議会を通じてサロン活動へ
	ウ 病院・社会福祉施設などへの外部立会
	エ 地域と連携し各種行事に「選挙コーナ
	常に新しいことに取り組む(明るい選挙の啓





アメリカ政治学を代表するロバート・ダール (1915~2014年) が提示した重要な概念の一つに「市民的人間」がある。その概要を紹介したい。

市民的人間 人は様々な目的あるいは欲望を持って生きている。「衣食住」は多くの人が共通してもっている目的・欲望を端的に表現したものである。目的を達成する、あるいは欲望を満たすために、人は職場で働いてお金を稼ぎ、その金で生活を維持し、趣味を楽しむ。これらの活動は政治とは直接関係なく、私生活の範囲内で行われている。

しかし、これらの私的な活動が満足にできず、その原因が自分自身ではなく、政治のせいであると考えられることがある。そのようなとき人は政治を変えるために、活動することを考える。選挙で投票するだけではなく、もっと積極的な活動を始めるかもしれない。

しかし、事態が改善すれば、人はまた政治と関係のない日常生活に戻る。このような行動様式をとる人をダールは「市民的人間」と呼んだのである。市民的人間は日常において時間、エネルギー、お金、注意力など自分が使える資源を政治以外のことを使うと指摘したのである。

政治的人間 ダールにあって、「市民的人間」と対比されるのが「政治的人間」である。「政治的人間は、市民的人間とは異なって、政府の政策に対する影響力を確保・維持するために、持てる資源の相当量を戦略的に使うのである」¹⁾。身の回りで気にかかる問題を、すべて政治的な問題、公共政策で解決すべき問題、大勢で討議して解決すべき問題と考えるのが「政治的人間」である。

以上は、日本人よりも政治的に活発であると考えられているアメリカ人を念頭においた議論であることに注意してほしい。アメリカ人ですら多くは市民的人間なのである。以上の議論をレナード・ショッパによる現代日本政治分析を使って例示してみよう²⁾。

一つの例示 少子高齢化が深刻な問題となる以

前の日本において、多くの女性は結婚し子供を生むと、勤めていた会社を辞めて専業主婦になっていった。会社勤めと子育ての両立は困難であると考え、会社勤めを断念したのである。他方、仕事を続けたい女性は出産を断念する傾向にあった。いずれにしても、彼女たちは、個人としてできる私生活の範囲内で、家庭か仕事かの選択を行ってきたのである。

しかし、両立の希望が満たされないのは政治のせいであると女性だけでなく男性の多くが考えるようになれば、展開は異なってくる。両立が可能になるような政策を導入するように、政府に働きかけるかもしれないからである。彼らは私的な選択肢の幅を広げるために、政治の世界に「参入」する。

そしてもし幸運にも、政府の政策によってワーク・ライフ・バランスが達成されれば、彼らは政治の世界から「退出」して日常生活に戻る。これが「市民的人間」の行動様式である。そして、当面の問題が解決してもなお、政治の世界に居続けて、持てる資源を政策に影響を与えるために利用する人が「政治的人間」である。彼ら政治的人間は市民的人間に働きかけて、政治の世界にとどまるよう求めるかもしれないが、働きかけられた人の大部分は政治の世界から「退出」することを選ぶ。彼らは「市民的人間」だからである。

筆者が市民的人間の概念を知ったのは1970年代中頃、20歳代のことであった。それまで自分が政治的にあまり積極的でないことを少々恥ずかしく思っていたところへ、この概念を知り、救われた思いがした。政治に対して、浮き足立つことなく、一定の関心を持っていればそれで良いのだと教えられたからである。政治や行政を研究・教育している現在も、筆者は市民的人間である。

まぶち まさる 1955年生まれ。2016年から現職。京都大学名誉教授。専門は行政学・公共政策分析。1994年に『大蔵省統制の政治経済学』（中公叢書）でサントリー学芸賞を受賞。

1) Robert Dahl 1974、『Who Governs?』224頁

2) レナード・ショッパ 2007、『「最後の社会主義国」日本の苦闘』（野中邦子訳）第7章

学習指導要領の改訂と主権者教育の充実

桐蔭横浜大学法学部教授 谷田部 玲生

|| 学習指導要領改訂

平成28年12月、中央教育審議会は「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（以下「中教審答申」）を取りまとめた。この答申を受けて、文部科学省は平成29年3月に、小・中学校の次期学習指導要領などを告示した。

学習指導要領は、全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするために、文部科学省が学校教育法等に基づいて、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を定めたものである。学習指導要領は、小学校、中学校、高等学校等ごとに、それぞれの教科等の目標や大まかな教育内容を定めている。

次期学習指導要領は、平成29年3月に告示された。この学習指導は、小学校で平成32年4月から、中学校では平成33年4月から完全実施される。高等学校の次期学習指導要領は、今年度（平成29年度）中に告示され、平成34年度入学生から実施される見通しである。

|| 改訂学習指導要領の基本的な考え方

改訂の基本的な考え方は、次の3点である。

- ア 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指す。その際、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。
- イ 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表

現力等の育成のバランスを重視する現在の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること。

- ウ 先行する特別教科化など道德教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

|| 改訂学習指導要領のポイント

新しい学習指導要領のポイントは、以下の4点である。

(1) 育成を目指す資質・能力の明確化

知・徳・体にわたる「生きる力」を子どもたちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、すべての教科等を、次の三つの柱で再整理した。

- ア 「何を理解しているか、何ができるか（生きて働く「知識・技能」の習得）」
- イ 「理解していること・できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成）」

- ウ 「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養）」
- (2) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

子どもたちが、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、これまでの学校教育の蓄積を生

かし、学習の質を一層高める授業改善の取り組みを活性化していくことが必要であり、我が国の優れた教育実践に見られる普遍的な視点である「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善（アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善）を推進することが求められる。

今回の改訂では「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進める際の指導上の配慮事項を総則に記載するとともに、各教科等の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」において、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めることを示した。

（3）各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要があるとした。また、「主体的・対話的で深い学び」の充実には単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要であるとした。

そのため、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立しなければならない。

（4）教育内容の主な改善事項

このほか、言語能力の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、体験活動の充実、外国語教育の充実などについて総則や各教科等において、その特質に応じて内容やその取扱いの充実が図られた。

主権者教育の充実

前述の中教審答申では、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の一つとして、「主

権者として求められる力」を挙げている（p.41）。そして「主権者として求められる資質・能力」の項では、以下のように述べている（p.43、別紙p.24）。

「○議会制民主主義を定める日本国憲法の下、民主主義を尊重し責任感をもって政治に参画しようとする国民を育成することは学校教育に求められる極めて重要な要素の一つであり、18歳への選挙権年齢の引下げにより、小・中学校からの体系的な主権者教育の充実を図ることが求められている。

○また、主権者教育については、政治に関わる主体として適切な判断を行うことができるようになることが求められており、そのためには、政治に関わる主体としてだけでなく広く国家・社会の形成者としていかに社会と向き合うか、例えば、経済に関わる主体（消費者等としての主体を含む）等として適切な生活を送ったり産業に関わったりして、社会と関わるができるようになることも前提となる。」

さらに、主権者教育で育成を目指す資質・能力を、三つの柱に沿って以下のように整理している。

（知識・技能）

- ・現実社会の諸課題（政治、経済、法など）に関する現状や制度及び概念についての理解
- ・調査や諸資料から情報を効果的に調べまとめる技能

（思考力・判断力・表現力）

- ・現実社会の諸課題について、事実を基に多面的・多角的に考察し、公正に判断する力
- ・現実社会の諸課題の解決に向けて、協働的に追究し根拠をもって主張するなどして合意を形成する力

（学びに向かう力・人間性等）

- ・自立した主体として、よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力

また、答申では教科等横断的な視点から教育課程を編成するための「主権者として必要な力を育む教育のイメージ」を掲載している（別紙

p.25)。そこでは、幼児教育、小学校、中学校、高等学校の各教科等におけるどのような学習において主権者として必要な力を育むことができるかを、図で分かりやすくまとめている。

これらを受けて、「幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント」（文部科学省ウェブページ掲載）では、「教育内容の主な改善事項」の「その他の重要事項」の一つに主権者教育の充実を挙げて、具体的な学習を以下のように述べている。

- ・市区町村による公共施設の整備や租税の役割の理解（小：社会）、国民としての政治への関わり方について自分の考えをまとめる（小：社会）、民主政治の推進と公正な世論の形成や国民の政治参加との関連についての考察（中：社会）、主体的な学級活動、児童会・生徒会活動（小中：特別活動）

社会科における主権者教育

中教審答申では、社会科は主権者教育において重要な役割を担う教科として選挙権年齢の18歳への引き下げに伴い財政や税、社会保障、雇用、労働や金融といった課題への対応にも留意した政治参加、少子高齢化等による地域社会の変化などを踏まえた教育内容の見直しを図ることが必要であるとしている（別添3-17参照）。そしてまた「例えば主権者教育の充実のため、モデル事業等による指導法の改善や単元開発の実施、新しい教材の開発・活用など教育効果の高い指導上の工夫の普及などを図ることも重要である。」と述べている。

小学校社会科第6学年は、現行学習指導要領では歴史-政治-国際の順番で「内容」が示されているが、新しい学習指導要領では、政治-歴史-国際と政治が先に示された。主権者教育の充実に対応したものと考えられる。

また、中学校社会科では、改訂の基本的な考え方の一つとして「主権者として、持続可能な社会づくりに向かう社会参画意識の涵養やよりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度の育成」が挙げられている。そ

して、「主権者教育などについては、引き続き社会科の学習において重要な位置を占めており、現実の社会的事象を扱うことのできる社会科ならではの「主権者として、持続可能な社会づくりに向かう社会参画意識の涵養やよりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度の育成」が必要であり、子どもたちに平和で民主的な国家及び社会の形成者としての自覚を涵養することが求められる。」としている。これを受けて歴史的分野では、「主権者の育成という観点から、民主政治の来歴や人権思想の広がりなどについての学習、民主政治の来歴や、現代につながる政治制度や人権思想の広がりについての学習の充実を図った。例えば、古代の文明の学習では民主政治の来歴を、近代の学習では政治体制の変化や人権思想の発達や広がり、現代の学習では、男女普通選挙の確立や日本国憲法の制定などを取り扱うこととした。

高等学校学習指導要領はまだ告示されていないが、公民科に必修科目「公共」（2単位）が設置される。「公共」では、「グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者」を育成することを目指して、現代社会の諸課題の解決に向けて、自立するとともに他者と協働して、公共的な空間を作る主体として選択・判断の基準を身に付け、考察することとなる予定である。

おわりに

我が国の主権者教育は、18歳への選挙権引き下げを一つのきっかけとして、学校教育を中心に新たな展開をみせた。今後は「社会に開かれた教育課程」である改訂学習指導要領の下で、さらに推進、定着することが求められる。

やたべ れいお 1956年生まれ。お茶の水女子大学附属高等学校教諭、国立教育政策研究所教育課程研究センター基礎研究部総括研究官などを経て現職。社会科教育、公民教育を主な研究分野としている。日本公民教育学会会長、日本社会科教育学会理事、全国社会科教育学会理事。

憲法から見た主権者教育

東京大学大学院法学政治学研究科教授 宍戸 常寿



はじめに

2015年6月の公職選挙法改正により、「18歳選挙権」が実現されたことを受けて、「主権者教育」の必要性が高まっている。文部科学省の中央教育審議会は2016年12月、高等学校学習指導要領を改訂して公民科の新必修科目として「公共」を置く、という方向性を示した。同科目の柱の一つである「政治的主体としての私たち」は、主権者教育の主要な場面となるだろう。

その半面で主権者教育の具体的なあり方は、まだ十分に詰められているとはいえない。総務・文科両省が共同で作成した副教材『私たちが拓く日本の未来—有権者として求められる力を身に付けるために』も、主権者教育の内容を一義的に公定することなく、教育現場や関係者の創意工夫に期待している。

とはいえ、教育の政治的中立性の要請もあり、主権者教育のあり方はなお手探りの段階である。そこでこの小論では、憲法研究者の立場から主権者教育のあり方について、若干の私見を述べてみたい。

主権者教育の目標と方法

総務省「常時啓発事業のあり方等研究会」最終報告書（2011年）によれば、主権者教育の目標は、「国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく新しい主権者像」である。「社会参加」と「政治的リテラシー（政治的判断力や批判力）」がキーワードとされている。

このような主権者教育は、「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」（教育基本法2条3号）の一部である。その意味で、主権者教育

は、これまでの教育とりわけ高等学校公民科にとって全く新規なものではないことに注意する必要がある。

むしろ、政治的知識を生徒に覚え込ませるのではなく、話し合いや討論、模擬投票や模擬議会といったアクティブラーニングの手法が重視される点が、主権者教育をこれまでの政治教育から際立たせる特徴といえよう。先の総務・文科両省の副教材は、こうした手法の活用によって、①論理的思考力、②現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力、③現実社会の諸課題を見出し、協働的に追究し解決する力、④公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度を涵養しようとしている。これは主権者教育の具体的目標としてふさわしいものといえよう。

他方、違法な選挙運動を行うことがないように選挙制度の理解を広げることが主権者教育で過度に強調されるとすれば、それには疑問なしとしない。むしろ選挙の公正は重要であるが、現在の主権者教育では、常時啓発（公職選挙法第6条）をこれまで以上に発展させることが期待されている。投票所での模擬投票や選挙運動に関する知識の習得に尽きるようであれば、主権者教育が目指すはずの能力の涵養からはほど遠いのではないだろうか。

主権とは何か？

次に、主権者教育という場合の「主権」について考えてみたい。教科書的にいえば、国民主権（憲法前文、1条）とは、国民が国政の最高決定権を有するという自明の理を指すように思われるかもしれない。しかし、その「最高決定権」を「権威（authority）」と「権力（power）」のどちらでイメージするかによって、国民主権

の意味合いはだいぶ変わってくる。

最高の「権威」が国民に存するという理解は、国民を正統性の源として理想化するものであり、代表制と結びつく。代表者は、個々の有権者の意向に縛られずに、真の国民の意思を発見すべきものとされる。これに対して、最高の「権力」が国民にあると考えれば、国民が直接権力を行使すべきだということになり、直接民主制と結びつきやすい。前者は「代表」を、後者は「参加」を重視する。「人民のための政治」と「人民による政治」の違いと言い換えてもよい。

そして憲法前文や、国会議員を「全国民の代表」と位置づける憲法43条を虚心坦懐に読めば、そこに見いだされるのは「代表」を重視する主権イメージの方である。このことは、代表制が直接民主制を採用できないがための次善の策などではなく、むしろリベラルデモクラシーを成り立たせるための基本的な制度原理である、ということの意味している。

もちろん、「代表」と「参加」はいずれも不可欠である。「参加」一辺倒であっては多数者の専制や独裁を、あるいは過度の政治化を通じた社会の分断を招きかねない。「参加」を欠いた「代表」は、職業政治家の独善や腐敗に墮する危険をはらむ。そこで現実の国民主権は、有権者による選挙と代表者の討論・多数決を基本としつつ、世論、集会・団体への参加、請願等、いわゆる「カウンター・デモクラシー」により、国民が代表者に影響力を行使するという形で現れる。

付け加えれば、憲法改正国民投票（憲法96条）は、「代表」と「参加」のより良いバランスを求めて政治制度を変えるか、現在のバランスを維持するかどうかの最終的な判断権を、国民に留保している。言い換えれば、憲法を改正すること・しないこともまた、国民主権の現れにほかならない。

国民主権をこのような複合的・立体的な作用として捉え、それを具体的な場面や生徒の能力に応じて適切に展開することが、主権者教育に求められる。

|| 主権者とは誰か？

続いて今度は、「主権者」とは誰か、という問いを考えてみたい。憲法前文には「日本国民」「われらとわれらの子孫」という表現が登場する。ここには、主権者が単数形と複数形の双方でありうること、主権者が時間の中に存在することの2点が、示唆されている。

第1に、「国民主権」というと、国民が一体となって決断を下すというイメージがつきまとう。しかし現実の「主権者」のうちには、多様な性別・世代・利益等の違いが存在している。このような違いは、そのまましておくべき場合、当事者同士の話し合いで調整すべき場合もある。最後の場合には、政治制度の定める手続きに従って議論によって可能なかぎり集約を図り、それでも一致を見なければ多数決によって解決がなされる。

すでに述べたように、現在の主権者教育の取り組みでは、模擬投票が重視される傾向にある。しかし投票による決着の前に、議論によって自分たちの多様性を知ること、他人を正しく説得しまた説得されるという営みの積み重ねに、今後の主権者教育の力点は置かれるべきだろう。

第2に、「われらとわれらの子孫」という憲法前文の表現は、現在の有権者に限定されない「主権者」のあり方を示している。もちろん、現時点で投票し、政治参加する有権者が、主権者の一員であることは当然である。しかしその外側には、現実には病気等の理由で投票できない有権者が、日本国籍を保有しない外国籍の住民が、さらには18歳未満の国民がいることを忘れてはならない。世代間衡平の問題がクローズアップされるようになってきているが、実は将来世代の国民もまた「主権者」ではないのか。

このように、いったん時間の中に主権者を置いてみれば、現在の有権者が「主権」をどのように行使しても良いわけではないことにも気づかされる。いま自分が主権者であることは、過去と将来の「われら」から課せられたものであ

ることも、主権者として学ぶべきことであろう。この理は、生徒会や部活動といった課外活動の場においてこそ、生徒の腑に落ちることかも知れない。

法教育と主権者教育

ここまでは主権者教育の前提となる「主権」「主権者」のイメージについて論じてきたが、司法制度改革によって取り組みが先行している法教育との関わりについても考えてみたい。

法教育は、シティズンシップ教育を市民と法の関わりに注目して具体化したものと見ることができる。法教育の目標は、法に関する基本的な知識・技能だけではない。法に関する基礎的な思考力・判断力の育成、現行の法・制度を批判的に検討し、能動的に関わることができることも、法教育の目指すところである。

このように、法教育と主権者教育はともにシティズンシップ教育の一部をなしており、内容・手法ともに密接に関連している。両者の協働に当たっては、主権ないし政治と法の関係が基礎とされるべきだろう。

主権者は代表者の選挙を通じて、既存の法を改廃し、新しい法を制定することが認められている。この一面だけを見れば、政治が法に優越するように見える。他方、主権者といえども、個人の尊重（憲法13条、教育基本法2条2号参照）という社会の基本価値を侵すことはできない。むしろ、主権者としての国民は、個人が尊重される社会を形成するために、日本国憲法を制定し維持しているのである。これが「法の支配」の考えである。

加えて、すでに述べたとおり、主権者としての国民はあらかじめ存在するのではなくて、議論と多数決を通じて、はじめて現実のものとして現れる。それは、主権者が法の定める制度によって、現実の行動能力を得ることをも意味する。憲法が選挙権・表現の自由を保障し、公職選挙法が選挙の具体的ルールを定めていることを思い起こせばよい。

今後の新科目「公共」の具体化に当たっては、

「法教育は法教育、主権者教育は主権者教育」というようにバラバラになるのではなく、政治と法それぞれが社会で果たすべき役割と、両者の有機的な関連に配慮した教育内容が、求められる。

むすびに代えて

以上、憲法研究者の観点から、主権者教育のあり方について若干の問題提起を行ってきた。主権者教育は従来の政治教育よりも一歩踏み込むものであり、話し合いや模擬投票等の手法がただの教師・生徒の自己満足に終わらないためにも、一定の時間的・精神的余裕を持って主権者教育は実施されるべきである。この観点から、教育の政治的中立性をめぐる問題について、一言しておきたい。

教育基本法14条2項は、「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」と定める。しかしこの規定は、「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」という同条1項との関係で理解されなければならない。政治教育は積極的に尊重されるべきであり、ただそれが党派的政治教育に墮してはならない、というのが同法の正しい理解である。

現代社会においては、まさに国民主権の故に、あらゆる経済的・社会的・文化的問題がつねに「政治的」問題たりうる。「政治的中立性」という言葉が主権者教育の目標から独り歩きして振りかざされ、例えば活きた現実の政策課題を現場で取り上げることができないようになるのは、本末転倒であろう。主権者教育が現場で正しく行われるためにも、主権者教育の目標から政治的中立性の要請を再定義する作業が、必要であるように思われる。

ししど じょうじ 1974年生まれ。一橋大学准教授等を経て、2013年より現職。専門は憲法・情報法。著書に『憲法 解釈論の応用と展開（第2版）』（日本評論社、2014年）、『18歳から考える人権』（編著、法律文化社、2015年）等。

オーストリアにおける主権者教育 発展の背景と目的

早稲田大学教育・総合科学学術院教授 近藤 孝弘



遅れた出発

オーストリアの政治教育はつねにドイツの後塵を拝してきたと言われる。たとえば西ドイツでは1952年に連邦政治教育センターが設立されたのに対し、オーストリアで連邦教育省に政治教育課が設置されたのは1973年のことである。しかし、この遅れが、いま主権者教育に本格的に取り組もうとしている日本の私たちにとって重要な意味を持っている。

本稿では、その遅れが意味するものはなにか、またどのように取り戻そうとしているのかを概観することで、そこから学べることを確認したい。

両国間に見られる20年ほどの時差は、根本的には国民統合の進展の違いによるものと考えられる。ドイツも「遅れてきた国民」と言われるが、オーストリアはさらに遅れた。第一次大戦の敗戦で旧帝国領土の大半を失うと、そのドイツ系の人々はドイツとの合併を望んだのだった。また保守カトリック陣営と社会主義陣営、そしてドイツ民族主義派という強力な政治的陣営が存在したことも重要である。いずれも第一次大戦後に作られたオーストリア共和国よりも長い伝統を有し、人々の帰属意識の核をなしていた。戦後のオーストリア国家は、このうち特に保守陣営と社会主義陣営の妥協があって初めて存続することができたのである。

このように、政治的陣営が国家よりも存在感を持つ状況が、主権者を育てようとする教育の発展を妨げてきた。政治的な対立に触れるテーマは、二大政党間の繊細な妥協を破壊しかねないとして忌避され、ながらく国民意識の形成と国家制度に関する知識の伝達に目的を制限する公民教育が淡々と行われるしかなかった。

ようやく1974年に初の社会民主党単独政権下で、教育省は高校の最終学年に必修科目として政治教育を導入する法案を国民議会に提出したが、これは野党の保守・右翼政党のみならず、与党内部からの反対も受けて撤回に追い込まれている。野党の目には、与党が学校を政治的操作のために利用しようとしていると映り、社会民主党では、高校教員は保守的な傾向が比較的強いとして、やはり偏った政治教育が行われるのではないかとの懸念が広がったのである。

選挙権年齢の引き下げ

しかし、経済復興や学生運動、さらに過去の克服など、ドイツと共通する戦後史を歩むうちに、次第にオーストリア国家も自明の存在として受け止められるようになってくる。1974年の動きそのものが社会の変化を示唆しているが、国民意識の形成はそれまでの陣営への帰属意識の相対化、さらには政党への不信感をももたらし、そこから公民教育に代わる、より積極的な主権者教育としての政治教育の可能性と必要性が生じることとなった。

政治教育発展の直接的な契機としては、ヴァルトハイム事件に代表される歴史問題と選挙権年齢の引き下げが重要である。前者は国民意識の形成過程における軌道修正（つまり自国の過去を美化せずに誠実に捉えること）の必要を明らかにしたのに対し、後者は政党の影響力の低下と並行して生じる政治的無関心の広がりへの対応という意味を持つ。特に後者については、1968年に選挙年齢が20歳から19歳に、92年に18歳に、そして2007年に16歳に引き下げられたが、それぞれその前後に上記の政治教育課の設立（73年）、後期中等教育課程に政治教育導入（89年）、前期中等教育課程に政治教育導入（08年）

といった重要な施策が進められた。

なお、3度にわたる選挙権年齢の引き下げは、それぞれ異なる社会的背景のもとで実施されたが、特に最新の16歳への引き下げでは、二大政党を中心に、若いうちから政治的関心と知識、そして参加意欲を育てることでポピュリズムの拡大を防ごうとする意図がそこに働いていたのは間違いない。

歴史学習と結びついた実践的性格

こうして、ようやく本格的に開始されたオーストリアの政治教育は、隣国ドイツの影響を受けてきたこともあり、いわゆる啓蒙主義的性格が強い。すなわち政治を社会的な生活全体の中で進められるプロセスと捉えたうえで、社会科学的な訓練の積み重ねにより、地域・国家・世界等の様々なレベルで求められる政治的な思考・判断・行動力を育てることを目標としている。

しかし違いもある。いままオーストリアにはドイツと違って、普通教育課程に独立した教科としての政治教育は存在しない。それは歴史とともに一つの教科を構成するにとどまっている。

これは1974年の政治的挫折の後遺症とも言えるが、必ずしも否定的に評価すべきではないだろう。教育内容の配置は、戦後史まで通史を学んだあとで政治教育が行われることになっているが、古い時代の出来事を学ぶ際にも現代政治が参照され、反対に政治教育のなかでも歴史の学習内容を活用することが期待されている。

たとえば、教育省が発行した高校用の授業ないし試験課題の事例集には、新聞に掲載された右翼活動家に関する記事をもとに、今日の右翼急進主義の思想的特徴を答えさせる設問が見られるが、これはナチズムにつながるドイツ民族主義の歴史の知識を前提としており、日本で言う教科・科目を超えた学習をごく当たり前を要求していることになる。

またドイツの連邦政治教育センターのような政治教育のサポート機関に目を向けると、それぞれ2000年と06年に設立されたデモクラティー・ツェントルム・ウィーンとツェントル

ム・ポリスというNPOが、教育省や欧州評議会等からの活動資金をもとに様々な教材や授業プランを開発し、主にインターネット上で公開しているが、そこでも、たとえば今日の移民の統合の問題を取り上げる授業プランは、労働者派遣協定が結ばれた1960年代の経済や社会はもちろん、今日の視点から見れば移民政策として意味もあったハプスブルク帝国の言語政策にも目を向けるなど、歴史的視野を重視している。

重要なのは、こうした歴史学習との結びつきは、決して知識の伝達中心の教育に甘んじてはいないということである。政治的な思考・判断・行動力を育てるという目標は、政治教育として譲ることができない。しかし、この目標を追求する過程で、むしろ歴史的視野が求められるのである。政治的な現状認識は、ほぼ例外なく何らかの歴史認識に基づいている。また実践的には、対立する意見を取り上げることが期待され、それゆえ相対性のなかで思考が滞りがちな政治教育の場に、歴史は比較的確かな共通理解を提供してくれるという面もある。

最後に、こうした政治教育の成果を評価することは当然のことながら難しい。それは民主主義体制の維持・発展という観点からは、最大の脅威である右翼ポピュリズムの拡大を止められなかったとも、一定の歯止めになってきたとも言える。

とはいえ、もはや政治教育の必要性を否定する声が聞かれなくなったことは間違いない。オーストリアで「政治教育を欠いた民主主義」から「政治教育を備えた民主主義」への転換が達成されたのは確かであり、それは所与の条件下でできることを着実にやることの大切さと同時に、ドイツとは微妙に異なる政治教育の誕生を示しているのである。

こんどう たかひろ 1963年生まれ。名古屋大学教授等を経て、2011年から現職。博士（教育学）。専門はドイツとオーストリアの政治／歴史教育。主著に『ドイツの政治教育』（岩波書店、2005年）、『統合ヨーロッパの市民性教育』（編著書、名古屋大学出版会、2013年）等。

主権者教育だけではない！

スウェーデンの若者の投票率が異様に高い理由

ストックホルム大学教育学研究科（修士） 両角 達平

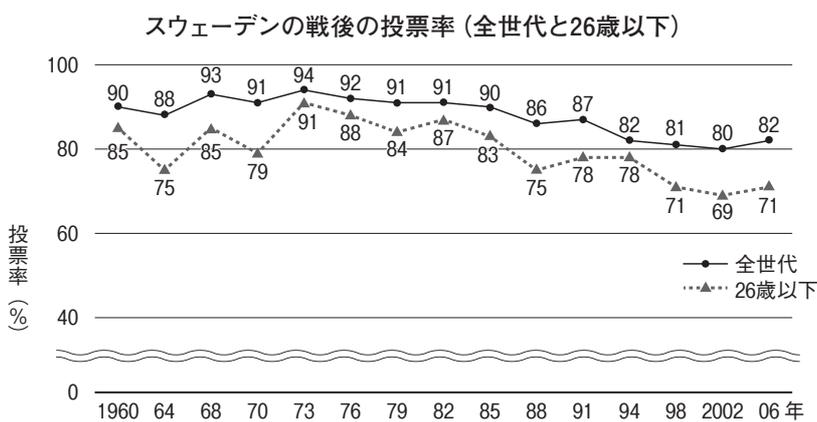


スウェーデンでも若者の投票率が低かったときがあった

近年、日本でも18歳が投票できるようになり、ますます主権者教育に注目が集まっている。というのも、ようやく日本の若者が18歳で選挙権を行使できるようになったものの、実際に投票所に足を運んで票を投じている若者は4割程度にすぎないからだ。そういった状況の中で先進事例としてたびたび紹介されるのが、スウェーデンである。なぜなら、スウェーデンは若者の投票率が8割を超える、政治意識の高い国だからだ。第2次世界大戦後から2002年までの17回の平均投票率は、87%を超えている。

しかし、そんなスウェーデンでも実は若者の投票率が低かった時期があった。例えば、2002年の総選挙の結果を見てみると、26歳以下の若者の選挙の投票率は69%であった。この時期は若者のみならず、全世代の投票率が低下している傾向にあった。といっても、全世代の投票率は80%を下回っていないが…。それから12年経った2014年の総選挙では、全世代の投票率は85.8%まで回復した。さらに若者の投票率（30歳以下）も81%まで上昇した。

単に投票率が高いだけではないのもスウェー



出展：Fokus 10, Ungdomsstyrelsen

デンの若者の特徴だ。スウェーデンの『子ども・若者白書』によると、スウェーデンの若者（16歳から25歳）は、

- ・40%が政治について話すことに興味がある
- ・56%が社会に関する問題について話すことに興味がある
- ・29%が月に数回知り合いと社会の問題や政治について議論する
- ・40%の若者が自分の地域に影響を与えることに興味があり、17%が政治家に意思表示する機会があると感じている

ということが明らかになっている。

さらに社会を牽引するスウェーデンの政治家の若さにも驚かされる。2014年に発足した社会民主党政権の連立内閣の24人の閣僚のうち20代、30代の政治家が3人もいるのである。グスタフ・フリドリーン（31歳）（教育・調査省大臣）、アイダ・ハジアリッチ（27歳）高校・知識向上担当大臣、ガブリエル・ヴィークストロム（29歳）（国民健康・医療およびスポーツ担当大臣）、といった具合にだ。

以上のように、スウェーデンでは若者が社会の実質的な形成者として実際に多くの側面で活躍していることが明らかだ。

本稿では、スウェーデンではなぜ若者がこのように社会を形づくる主体となれているのか、若者政策と主権者教育という角度から考察してみたい。

スウェーデンの若者の投票率が高い理由

スウェーデンでは1990年代に投票率が低下した際に、民主主義調査委員会を中心に大規模な調査等を実施したが、02年の総選挙の投票率は向

上しなかったという。しかし06年の選挙では、政府が特別な政策を打たなかったが投票率は向上した。同委員会のダニエル委員は、「Aの政策を実行した結果、投票率が向上したという一般論を導くことには、懐疑的である。投票率は政治情勢により大きく影響を受けるため、一時的な啓発キャンペーンにはあまり力をいれない」と言う。

しかし、それでも日本の現状と比較し、スウェーデンの若者の政治参加や投票率が高い理由を筆者が強引に抽出すると、①選挙への参加しやすさ、②若者の社会的影響力を高める若者政策、③多様な主権者教育、の3つに大別できるだろう。

(1) 選挙への参加しやすさ

選挙制度の違いが投票率に直接的に影響を与えている最も大きな要因であることは明らかだ。例えば、スウェーデンでは選挙で大々的に選挙キャンペーンが実施される。有名なのは「選挙小屋」であるが、これは街中に各政党が小屋のようなブースを構えて、直接市民と対話できるようにしている。ある地域では、初めて投票する若者向けのウェブサイトやポストカードの送付、地域の新聞による政治の情報の掲載などをして選挙の周知と教育に努め、投票率を高めたという事例もある。

さらに、投票のしやすさを高める工夫も欠かせない。最近の選挙では有権者の約3分の1が期日前投票を利用したというくらいに、期日前投票者が一般的になっている。投票所は自治体が裁量権をもって自由に設置できるため、大学、図書館、ショッピングモールなど人が行き交いやすいあらゆる場所で投票ができるようになっている。また、投票時には全スウェーデン国民が所有している「個人番号カード」を持参するだけでよく、もし海外に滞在している場合でも余計な書類提出などをする必要なく投票ができるのである。さらに「後悔投票」というユニークな制度も紹介せずにはいられない。期日前投票をした後に、その後の選挙期間中に考えが変わっても、投票日当日に個人番号カードを持参

すれば投票先を変更できるという、まさに「後悔しない」制度もあるのだ。

まず、これだけでも投票率は十分に上がるだろうことは、容易に想像がつくであろう。

(2) 若者の社会的影響力を高める若者政策

2つ目の若者政策という視点は、なぜスウェーデンの8割の若者が選挙に行くのか、その理由を探るヒントを与えてくれる。若者政策とは、若者が子どもから社会的に自立した大人になる「移行期」を支える、教育、労働、健康、政治、家庭など多分野に及ぶ包括的な政策のことを指す。日本でいう子ども・若者育成支援推進法を想像してもらおうとよい。

2004年、スウェーデンの国会で定められた若者政策：『決める力－福祉の権利』(Makt att bestämma-rätt till välfärd)では、以下の2つの目標が定められた。

- ・影響力への若者の実質的なアクセスを保障すること
- ・福祉への若者の実質的なアクセスを保障すること

これはつまり、若者が社会に参加することを目的としているわけではなく、参加した「結果」、社会に影響を与えられているという状態を目指していると解釈できる。実際にスウェーデンの若者政策の1つの分野には「影響力」という分野があるが、そこでは若い人から構成される若者団体などの運営を保障する助成金付与が1つの主要な事業となっている。

スウェーデンの若者政策を担う若者市民社会庁は、2014年には、約30億円の助成金を106の子ども・若者団体に拠出している。この助成金を用いて事務所を構え、人を雇うことができるのだ。ただでさえ浮き沈みの激しい若者団体にとって、これは持続性を高めるには欠かせない重要な資源であることは明瞭だ。また、これらの若者団体と若者・市民社会庁間との若者政策に関する協議の場を持っていることも紹介しておきたい。若者団体は市町村レベル、県レベル、全国レベルで組織化されており、それぞれのレベルに応じて行政が対応する形で若者団体と関

係を持ちながら、地域・国レベルの若者政策を作り上げている。

(3) 多種多様な若者の民主主義社会への参加の機会

そして3つ目の投票率を高めている要因は、主権者教育ということが出来るだろう。スウェーデンでは、「主権者教育」や「市民性教育（シティズンシップ教育）」という言葉で、若者の政治教育を実施していないし、そのような科目があるわけではない。スウェーデンの教育の目標には、積極的な市民（Active Citizen）を育てることが盛り込まれている。日本でも「平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う」ことが現行の学習指導要領の社会科の目標として定められている。しかし、知識詰め込み型の教育に偏重しがちな日本の社会科教育とは異なり、スウェーデンでは、それらの知識と技能を実際に使えるところまで徹底していることが大きな違いである。

では実際に、どのようにして積極的な市民を培っているのだろうか。スウェーデンの若者が民主主義を実践する機会の全体像は、下図のように分けることができるだろう。

学校、地域・余暇、その他と3つに分けたが、具体的に説明すると次のようになる。例えば、あなたがスウェーデンの一般的な高校生であるとする。学校に何か物申したいのであれば生徒会（Elevkår）に所属して活動もできるが、学校の外で地域の政党の青年部に所属して活動することもできる。選挙が近くなれば、ほぼすべての高校で開催される「学校選挙（Skolval）」という模擬選挙に備えて、政党青年部の若者を学校に招待し政治討論を開催することも恒例行

学校	地域・余暇	その他
社会科の授業	若者協議会 (SUR・LSU)	若者文化/はやり
模擬選挙	若者団体 (NGO、スポーツ、趣味、政党青年部)	デモ・抗議活動
生徒会・学生自治会	学習協会	消費活動
	余暇活動施設 (ユースセンター)	

事となっている。それは学校で政治を扱うことも制度的に保障されているから可能なのである。18歳であれば本物の選挙でも投票ができるが、同じ18歳の友人が政治家として出馬していることもザラなのである。

また、学校を含めた自分の住んでいる「地域」をよくしたい活動をしたいのだけれども、賛同できる政党もないし、「政党」といった硬いイメージで活動がしたくないのであれば、若者協議会（Ungdomsråd）を発足させて活動をすることができる。若者協議会は、若者にとってどのような地域がいいか話し合う場を設けたり、デモの開催、請願書の送付、また集会でスピーチ、地域の政治家と話し合いをするなどしている。このような様々な方法によって地域社会に若者の影響力を高めるという目的を達成しているのだ。

その他にもスウェーデンの若者はスポーツ、芸術的な活動、趣味などの団体活動や、地域の余暇活動施設などにも多く参加している。すでにある活動に参加するだけでなく、若者自らが新たな若者団体の活動を生み出すことに社会がその価値を認めて、余暇活動指導員（ユースワーカー）や若者政策が財政的にも支援していることも、他者と共同し意思決定を積み重ねる民主主義の場への参加の機会へとつながっているといえる。

*

このようにスウェーデンでは、若者の民主主義社会への参加の機会が多種多様に存在し、それを「若者の社会への影響力を高める装置」として若者政策が制度面から支え、若者が参加しやすい民主主義社会が実現している。そして、大前提として選挙の投票がしやすい環境も整っている。それゆえの、高い若者の投票率と参加意識なのである。

もろずみ たつへい 1988年生まれ。北欧の若者政策・民主主義の研究者。専門は比較教育学、若者政策・参加、シティズンシップ教育等。静岡県にて若者の社会参画を促進する学生団体を設立し、内閣府の子ども若者育成支援点検評価会議などに関わる。東京大学教育学研究科特別研究生（2016年）

ドイツ総選挙

AfD 第3党に

ドイツ総選挙（連邦議会、任期4年）が9月23日に行われ、メルケル首相率いる政権与党のキリスト教民主同盟（CDU）／キリスト教社会同盟（CSU）（以下「CDU」）が、246議席を獲得して第一党を維持し、メルケル首相は過去12年に引き続いてドイツを率いることが確実にされた。しかしCDUは、事前の予想に反して議席を60以上減らして過半数には遠く及ばず、今後、困難な連立政権を模索することになる。投票率は76.2%（前回比+4.7ポイント）、投票年齢は18歳から。

社会民主党（SPD）は議席を40減らしたこともあり、CDUとの連立から離脱を表明。前回得票率が5%に達せず議席をすべて失った自由民主党（FDP）は10.7%を得て80議席を獲得、左派党や緑の党も議席を増やした。

その伸長が世界から注目されていた反難民・反EU政党「ドイツのための選択肢」（AfD）は、5%阻止条項をクリアして国政で初めて議席を獲得、94議席を得て第3党に躍り出た。

好調な経済状況（失業率3%台、2016年のGDP成長率1.77%）にもかかわらずCDU、SPDとも議

会派名	改選後議席数	改選前議席数
CDU／CSU	246	310
SPD	153	193
AfD	94	0
FDP	80	0
左派党	69	64
緑の党	67	63
合計	709	630

席を減らした最大の要因は、メルケル政権のすすめる2年間で100万人を超える申請を受け入れた難民政策にある。欧州で相次ぐテ

ロへの不安や「難民に使うお金を国民に」との主張が高まり、難民に寛容だった世論は批判に転じ、メルケル首相も難民受け入れに関し「歓迎」から「抑制」へと舵を切り治安強化を進めてきた。しかし、国民の判断は予想以上に厳しく、経済的に立ち遅れる旧東ドイツを中心に、国内政党で唯一、反難民を掲げるAfDに支持が集まる形となった。

2月のオランダから始まった2017年欧州選挙では、反難民・移民や反EUを掲げる右派政党が、勝利こそ収めなかったものの、国民の不安や不満の受け皿となり、大きく支持を伸ばす結果となった。右派政党は今後も機会があれば支持を拡大し、欧州を覆う勢力となる可能性は否定できない。

超過議席

連邦議会の選挙は「小選挙区比例代表併用制」で行われ、基本定数は598、議席は小選挙区と比例代表に



半分ずつ割り振られる。有権者は2票を持ち、第1票を選挙区候補者に、第2票を州ごとの政党名簿に投じる。第2票の得票数に比例して、各州の政党の配分が決まる。各党が第2票により獲得した総議席数から州内の小選挙区での獲得議席数を差し引いた議席を、州名簿の上位者から順に割り当てる。

しかし、第2票により配分される議席を超える数の候補者を小選挙区で当選させた場合は、その超過分は取り消されず、「超過議席」としてその議席は確保される。今回は111もの超過議席となった。

ドイツの国会

二院制を採用しており、国民の直接投票により選出される連邦議会のほかに、各州政府により任命された議員から構成される連邦参議院がある。議席数は州の人口に応じて3～6が割り振られ、総数は69、任期はない。

ナチズムへの反省

ワイマール憲法という先進的・民主的な最高規範を有していたにもかかわらず、ナチスの台頭を許し、大きな惨禍を招いた反省から、戦後ドイツの政治制度は安定を強く指向するものとなっている。

下院は、原則として4年に一度しか国政選挙がなく、議会の解散は首相自らが提出した信任動議が否決されない限り行われず、首相を辞めさせるだけの不信任動議は提出できないなど、政治を安定させることが重視されている。解散が行われたのは戦後3回だけで、残りは4年の任期を全うしている。また、5%阻止条項により、小さな政党が乱立し政治が混乱することを防いでいる。さらに、基本法21条は「自由で民主的な基本秩序を侵害もしくは除去し、または、ドイツ連邦共和国の存立を危うくすることを目指す」政党は違憲と規定し、過去にネオ・ナチ政党や共産党は最高裁により違憲とされ、解散させられている。

*ドイツ国政選挙制度などの詳細は、Voters16号24頁参照。

情報 フラッシュ

ヤングフォーラム開催

青森県選管は、若者の政治や選挙への関心を高めることを目的に、ヤングフォーラムを8月19日に開催しました。運営全般は公募により集まった4人の実行委員が担いました。

高校生から社会人など26人の参加者は、交通、観光など8分野の中から興味・関心のあるものをレーダーチャートに描いて、関心が高い分野を自己分析して発表するといったワークショップなどを通じて、身近な関心事と政治との関連性を学びました。

一人で参加した人も多く、参加者同士が打ち解けるまでに時間がかかりましたが、帰りの乗車予

定のバスの発車時間直前まで話し込むほど仲が深まるなど、新たなつながりも生まれています。



レーダーチャートを見せて発表中

市長選挙に向けての取り組み

川崎市選管は、選管委員や市区明推協委員を対象に白ばらセミナーを8月2日に開催しました。10月22日に予定されている市長選挙に向けて、士気を高めることをねらいとしたものです。

講師の東洋大学社会学部非常勤講師の林大介さんから、主権者教育と選挙啓発の今後のあり方について話があり、親と投票に行った経験のある子どもの投票傾向の高さを例に、「大人が子どもを、大人に育てていく」ことを強調されました。

今後、市選管では、学生インターンシップ生の

受け入れをはじめ、市内の小中高校へ市長選周知用のポスターやチラシ、選挙公報の設置や、投票日直前にイベントを実施するなど、若者を対象とした啓発活動を充実させていくこととしています。



ご当地めいすいくん

・**広島県選管・明推協**は、広島県のご当地めいすいくんを決める総選挙を行いました。候補者は、「投票にコ〜イ！めいすいくん」「もとなりめいすいくん」「広島応援めいすいくん」「てっぱんめいすいくん」で、インターネットか所定の応募用紙などにより、7月中を投票期間とし、計1,876票が投じられました。773票を獲得した「投票にコ〜イ！めいすいくん」が当選し、11月に執行予定の知事選挙から各種の啓発資材等に登場する予定です。



・**山口県周南市選管**は、小中高校生にご当地めいすいくんのデザイン案の作成を呼びかけ、87点の応募がありました。一次審査を通過した優秀作品「ツヨシめいすいくん」「周南工場夜景とめいすいくん」「未来へ羽ばたけめいすいくん」による決選投票が7月1日から8月31日の間に行われ、投票数3,066票のうち、1,166票を獲得した、高校2年生の作品「周南工場夜景とめいすいくん」に決定しました。



・**総務省**は、8月2日・3日に開催された「子ども霞が関見学デー」の一環として「キャラクター総選挙」を行いました。候補者は選挙のめい



どのキャラクターに入れようかな



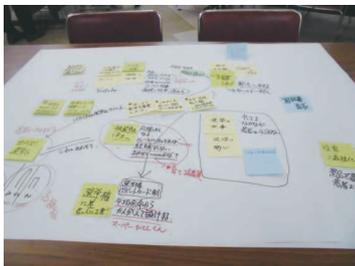
東京都選管の着ぐるみ人形のめいすいくん登場

すいくんら、総務省関連の13キャラクターで、両日で計1,473票が投じられ、めいすいくんは161票を獲得し、4位でした。

高校生も参加、明るい選挙推進研修

岩手県大船渡市選管は、推進員を対象とした明るい選挙推進研修を8月8日に県選管と協力して開催しました。今年は高校生に政治や社会に関心を持たせ、投票率を高めるためにどんな企画をすればいいのかをテーマに、県立大船渡高校の生徒8人を交えたワークショップを行いました。若者の考えを知りたいと思っていた推進員と、生徒の自己表現の成長に期待を寄せる高校側との考えが一致したことから実現したものです。

ワールドカフェ方式の意見交換で、高校生からは「選挙をデジタル化させ、もっと投票を楽にする」「政治、選挙の堅苦しさをなくして、イメージアップを図る」などが、推進員からは「若者を大切にする制度を設ける」「家庭、友人間、地域社会との広がりを持たせる」などが出されました。市選管は、今後も高校と連携しながら高校生が意見を言える機会を探っていきたい、としています。



洋上投票の方法を出前授業で

山形県選管は、今年4月に洋上投票制度の対象者の範囲が拡大されたことを受けて、鶴岡市にある県立加茂水産高校の2、3年生を対象に出前授業を行いました。

船長を通じて投票用紙を請求することなどを選管職員から説明を受けた後に、船員役の生徒代表による模擬投票が行われました。



特殊な投票方法を学習した生徒からのアンケートでは、将来は投票したいとの回答が多数を占めました。アンケート結果に、洋上投票の実績が少ないことから事前学習を行った選管職員は安堵しています。

若者選挙ネットワーク夏合宿

全国41の若者啓発グループで構成されている若者選挙ネットワークは9月4日・5日、大阪府高石市にある羽衣青少年センターで、中学3年生向けの選挙出前授業モデルを作成する合宿を行いました。大学生などが授業を行うことを目的としたものです。

参加者33人は、岐阜大学教育学部の田中伸准教授から選挙出前授業の基礎となる主権者教育に関する講義を聴いたあと、2つの班に分かれて各人が思い描く授業案を話し合いながら、授業モデルのフレームを作成しました。全体会で各班のフレームに対して、足りない点、わかりにくい点などの意見、感想を出し合いながら、さらに授業モデルの具体化を図りました。

今後はネットワークの役員が中心となり、実際に中学3年生などを対象に授業を行うなどしながらブラッシュアップして、本年度内に完成させることとしています。若者啓発グループに出前授業を託してみたいとお考えの選管がありましたら、協会までご連絡ください。



メディアを読み解く

小中学生対象とした主権者教育の場での実践



弘前大学教育学部講師 森本 洋介

小中学校におけるメディア・リテラシー教育実践の現状

本連載第1回目（西村寿子「メディア・リテラシーを学ぶ」）において「8つの基本概念」を紹介している。可能であるならば、これらすべての概念を義務教育段階である小・中学校を通じて体系的に学ぶことが望ましいが、さまざまな教育内容（プログラミング教育や英語の教科化、防災教育など）が学校教育に求められている現在、「メディア・リテラシー教育」を独立した教科として組み込むのは、学校現場で奮闘している教員にも負担であると受け取られるだろう。

1996年から2014年9月までに書籍や報告書、学会誌等で報告された、全国の小中学校におけるメディア・リテラシー教育実践について筆者が国立国会図書館の蔵書検索サービスで調べ、それら文献内で報告されている実践を細かく読んだところ、148件の実践が見つかった。これらを項目別に整理すると以下ようになった。

国語で実施されていることが多い理由とし

て、いくつかの中学国語の教科書では説明文の単元でメディア・リテラシーに関する文章が掲載されていること、小学校国語でも「アップとルーズで伝える」という新聞に関する文章がメディア・リテラシーと関連して掲載されていることなどが考えられる。社会科でも5年生で日本の産業と情報の単元がある。また、「総合的な学習の時間」もメディア・リテラシーを実施するには扱いやすい時間であろう。

しかし、メディア・リテラシー教育を実施していることが即主権者教育につながるわけではない。「活動内容分類別」¹⁾の項目を見ると「分析」と「制作」がほぼ半々の割合で行われていることがわかるが、「制作」の授業内容の場合、映像やポスター、新聞記事などを「つくって終わり」というものが大半である。また「分析」の授業でも「制作の裏側を知る」「情報に操作されないために」「放送局の人に聞いてみよう」のように、情報発信者（「情報の送り手」として権力を持つ人々）に対する「親近感を覚える」または「陰謀説」を学習者に「教える」事例も少なからずある。さらに「時間数別」の項目に

あるように、実践の多くは1時間のいわゆる「投げ込み授業」や1単元の授業であり、一度実施して終わりという内容がほとんどである。そして最大の課題は、メディア・リテラシー教育の目標である「クリティカル」な能力が授業を通じて育成されているのかどうか曖昧ということである。とはいえ、報告内容のみからではわからないこともあり、また報告されていないところで豊かなメディア・リテラシー教育が継続的に取り組まれている事例もある。

教科・科目別

教科名・件数	
国語 54件	音楽 2件
社会 34件	保健 2件
数学 1件	家庭科 1件
英語 0件	総合 23件
理科・生活科 2件	特別活動・部活 14件
技術 2件	選択・学校独自の科目 10件
美術 1件	道徳 3件
図工 1件	不明 11件

時間数別

時間数・件数	
1～5時間 40件	年間・21時間以上 8件
6～10時間 22件	「たまたま」・「行事ごと」 2件
11～15時間 12件	不明 43件
半期・1～2学期分・16～20時間 9件	

取り扱ったメディア別

メディア・件数	
コンピュータ 7件	新聞 28件
テレビ 41件	広告(CM) 20件
ネット 13件	携帯電話 7件
活字・文章・手紙 7件	その他(音楽、絵本、映画など)写真 28件
写真 8件	不明 8件

活動内容分類別¹⁾

内容・件数	
分析 45件	情報モラル 6件
制作 51件	議論 3件
制作・分析 20件	視聴覚教育 1件
調べ学習 3件	コンピュータ・情報活用 7件
社会見学 4件	不明 6件

ここで主張したいのは、系統的かつ継続的なメディア・リテラシー教育が日本の小中学校の大半で実践に至っておらず、また主権者教育とのつながりも薄いということである。そこで次節では、FCTメディア・リテラシー研究所（以下「FCT」）の取り組みで筆者が実施した小学生向け実践と中学校の実践を紹介する。

大阪府T地区での小学生向け講座とY中学校での選択科目の事例

FCTでは毎年各地で多様な参加者を対象にワークショップを開催し、少しでも多くの方々にメディア・リテラシーの学びを提供する場を設けている。このうち、今回は小中学生の学びに焦点を当て、子どものうちからメディア・リテラシーを獲得する取り組みを通じて、それが主権者教育にどのようなつながっていくのかを論じたい。

大阪府T地区の社会教育施設において、2012年から2016年にかけて、毎年8月に小学校4～6年生向けの夏休み映像制作講座を実施してきた。講座は1日のみであるが、午前9時30分から午後4時まで、昼食をはさんでの長い講座になっている。午前中は主に映像の分析を行う。カナダの子どもが人種差別撤廃キャンペーンの一環で制作した公共CM2本を細かく分析し、特殊効果に頼らずとも視聴者にメッセージを伝えている作品がどのような構造をしているのかを分析から理解する。そして昼前から午後にかけて、実際に参加者で1分程度の映像作品を撮影する。作品のテーマは年によって変えているが、「おとなや社会に対して言いたいこと」や「自分たちのニュースをつくる」といった、子どもの視点で社会に参画することを意識したテーマを共通にしている。

ただ楽しいだけに留まらず、映像表現を通じた社会参加、すなわち主権者としての意識を持つということの意義も理解し始めてもらっているのではないかと考える。

一方、同地区のY中学校でも2006年度～2009年度前期にかけて毎週1時間（合計15時間）の

2・3年生選択科目として「メディア・リテラシー」を実施した。T地区は2学期制であり、前後期でそれぞれ別の受講者を募り、同内容を2回繰り返すという形式で実施した。授業構成はFCTが編集したメディア・リテラシー学習用テキスト『新版Study Guideメディア・リテラシー【入門編】』²⁾を軸として、CMの映像言語やテレビドラマの価値観などを題材に全体の3分の2を分析に当てたほか、残り3分の1は映像制作と振り返りの時間に当てた。なお、扱うテキスト（CMやテレビ番組など）は毎回タイムリーなものを受講者の様子を見て選択し、授業の全体構成も年度によって一部変更している。目標にしていたのは受講者が、「メディアは『現実』を構成している」ことに気づき、メディアから日々受け取っている情報を能動的に「読む」ことができるようにすることであった。

現在の主権者教育では、政党や候補者の掲げる政策や主張を聞いてそれらを比べるという授業は実施されているが、そのような情報を編集・要約してオーディエンスに向け情報を発信する各種メディアが、どのように情報を構成して「現実」をつくりだしているのかを分析する授業はほとんどないだろう。新聞記事の読み比べの実践はあるが、新聞社の背景も分析に含めている実践がどれだけあるだろうか。実際、私たちは選挙前の情報を集める際に、各候補者や政党の主張を個別にじっくり収集するよりも、ニュース番組や新聞を通して政策の概要や政党・候補者の動向を大まかに知ることの方が多いいのではないだろうか。それら主要メディアは小中学生のころから日常的に接しているものであり、小中学生であってもそれらの情報を分析的に（クリティカルに）「読む」ことを通じて、主権者としてどのように私たちの社会に参画すべきかを考えさせることは可能である。

もりもと ようすけ 1980年生まれ。京都大学大学院博士課程修了。2012年より現職。博士（教育学）。専門は比較教育学等。主な著書として、『メディア・リテラシー教育における「批判的」な思考力の育成』（東信堂、2014年）等。

2) なお2013年4月に改訂版である『最新版Study Guideメディア・リテラシー【入門編】』（リベルタ出版）を発売している。

能力育成のための改革は重要だが 人格形成や教養教育が忘れ去られる懸念も

教育ジャーナリスト 友野 伸一郎

時代の変化の中に位置づけられた 改革の目的を共有することが重要

これまでの5回の連載では、高大接続改革が単なる大学入試の改革＝新テストの導入だけではなく、大学教育改革と高校教育改革と一体となった三位一体の改革であることを、何度も説明してきた。

この改革の大きな狙いは、変化の激しい21世紀の世界および日本社会で通用する力とは何かを明確にし、それを学校・大学教育において育成することである。具体的には、学力の三要素として、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・協働性・多様性」が想定されている。これは2007年の学校教育法でも、2014年12月の高大接続改革答申でも、さらには2017年の小中学校の新学習指導要領でも一貫して示されている学力観である。そしてこれらの学力観は、OECD（経済開発協力機構）が明示したものを踏襲しており、世界的に見てもこのような学力の育成が求められていることが理解できる。

つまり、知識の量と正確さ「のみ」を学力としてとらえ、そのような能力のみで対応できる社会はすでに終焉しつつあり、「思考力・判断力・表現力」や「主体性・協働性・多様性」に対応できる能力がなければ21世紀の社会で仕事をし、社会人として生きていくことは困難になる、という認識がその根底にはあるのだ。しかも、日本では4年制大学への進学率はすでに50%を超えており、これに短大や専門学校への進学者を加えれば、80%超が高等教育を受けている。そうした能力育成の社会的な要請に教育機関が応えることは、必須のミッションとなっているのである。

であるからこそ、この高大接続改革は、上記

した時代認識と教育に求められている課題認識を共有しなければ、正しく理解することはできない。

しかし、にもかかわらず、現在のセンター試験に代わる「大学入学共通テスト」（以下「共通テスト」）の実施方針と記述式モデル問題が発表された際には、共通テストの技術的な問題を指摘することによって、その実現に異を唱えるという立場の反論ばかりが目についた。これこそ、「木を見て森を見ず」という議論そのものように筆者には思える。

能力育成を目的とした改革だけでは 「足りない何か」がある

筆者は、変化の激しい21世紀の社会で生きていくためには、学力の三要素で示されているような能力が不可欠であると考えている。その意味で、高大接続改革の推進には基本的に賛成しているし、その具体案の問題点についても、「こうやったらもっと上手くいく」という建設的な立場での提案が、もっと高校や大学の教育現場から出てきてほしいと願っている。

ただ一方で、現在の高大接続改革の方向だけでは「足りない何か」があるとも考えている。それは、現在の教育の方向性が、いま在る社会の要請のみに向かい過ぎていて、それ以前に重要なことを置き去りにしてしまっているのではないか、という懸念である。

つまりこういうことだ。

能力は人格の上に乗っかっていて、その能力をいかに用いるかは人格が決定する。その人格を涵養するという視点が、現在の高大接続改革を含む教育改革には感じられないのである。

教育学者の安彦忠彦氏は『「コンピテンシー・ベース」を超える授業づくり』（図書文化社、

2014年) という著作の中で『夜と霧』の著作でも有名な精神医学者E・V・フランクルを引用しつつ、『学力』は、『精神的主体』たる『人格』によっていかようにも用いられる『手段』なのです」と述べている。

そして、学力の三要素にも色濃く反映されているコンピテンシーについて、「誰にでも育成しておく必要があるものですが、それだけでは子どもが主体として形成され、その社会を根本から批判的に乗り越えて、未来のあるべき社会に向けての能力、構想力や想像力を尊重するものになるとは必ずしも言えません。(中略) 社会に適応するだけで終わる人間は、社会に、またその社会の指導者に『客体たる手段』として利用されるだけで終わる」と指摘している。

つまり、現状の社会の存続を前提として、それを維持発展させるための能力としては高大接続改革が育成を目指す学力の三要素は不可欠であるが、それだけではこの社会の行く末を、即ち未来を正しい方向に持っていくことは覚束ない。それを実現できるものは、主体たる人格なのである。

教養教育や人格形成のための教育の後退という懸念

この指摘から見ると、現在の大学教育は汎用的能力(ジェネリックスキルともコンピテンシーともほぼ同義)の育成には力を入れるようになってきているが、その代償に、授業時間数も含めて教養教育の後退が顕著である。筆者は、旧来の大学教育における一方的な講義だけで行われ、単位が取りやすい「楽勝科目」として扱われてきた多くの教養教育科目の在り方が継続されるのがよいとは思わないが、しかし、その方法的な改善が求められていると思えばこそ、教養教育の価値が減じているとは考えていない。

また、前回の連載で紹介したように、記述式モデル問題で扱われるのは、契約書の読み解きだったりしている。こうした現実社会に生起する問題の解決能力を育成するという意味で、ま

さに学力の三要素を測定するものではあるが、他方で、従来の教養的な文章の読み解きは排除されているのも事実である。

高校教育も大学教育も、このような実践的な能力の育成だけに一面化され、人格の陶冶が置き去りにされていくことは、また別の面での禍根を残すことにもなるのではないだろうか。

つまり筆者が言いたいことは、現代社会が求める学力の三要素的な能力育成は待ったなしに必要であるが、同時に人類社会の未来に向き合えるような人格形成もまた、学校教育の課題であり続けているということである。

もちろん、人格形成は学校教育だけの課題ではなく、社会全体や家族・コミュニティによるものの比重の方が大きいという側面は認めるにしても、である。

どのような教育が、よい教育か

このような視点に関連して、本連載の最後に「どのような教育がよい教育か」についての、深い洞察を紹介しておきたい。

まさに書名からして『どのような教育が「よい」教育か』(講談社選書メチエ、2011年)なのであるが、その中で教育哲学者の苦野一徳氏は、次のように述べている。筆者なりの理解で要約すると次のようになる。

現在の教育学は、これが絶対的によい教育であると言えなくなって久しいが、そうだとすも、最も掘り下げたところで誰もが合意できるはじめの一步があるはずだ。それは、人間は誰もが「生きたいように生きたい」という自由を求めてしまう存在だということにある。だからこそ、18世紀以降の公教育において「よい教育」とは、「自由の相互承認」を実現できる教養=能力の育成と、「自由の相互承認」への“態度”を高めることである。

このような視点を保持しつつ、現実の生徒たちの能力を育成していく教育改革を目指していくことが、日本の社会と教育界に課せられた大きな使命だと思うのである。

連載のご愛読、ありがとうございました。

あなたのまちの選挙啓発 そのまま大丈夫？



NPO法人わかもののみち静岡 代表理事 土肥 潤也

◆もっとこうしたら良いのに…を言葉に。

「啓発活動をこうしたらもっと良いのに…」は、啓発活動に関わる人と意見交換をすると必ず出てくる声である。「このままでいいのか?」「これで本当に効果があるのか?」という問題意識を抱えている人が多いにもかかわらず、各地域の啓発活動は良くも悪くも「例年どおり」を掛け声に、毎年同じことが行われていることが多い。

予算不足や人手不足など、変わらない理由をあげればたくさん出てくるだろうが、根本的な原因は、こうした問題意識を共有し、改善するアイデアを考える場がないことにある。とりわけこの地域においても若者世代への選挙啓発は大きなテーマとなっているが、大学生ボランティアや学生グループと共同している取り組みは目にしても、そもそも「どんな啓発活動をしたらよいか?」を学生たちと共に考える場を共有していることは少ない。

そんなことに問題意識を抱えているときにたまたま機会をいただき、昨年度から全国の選挙啓発関係者向けに「選挙啓発作戦カイギ」と題した研修ワークショップのプログラムの講師を担当させていただいている（公益財団法人明るい選挙推進協会主催の地域コミュニティフォーラムや各地域の明るい選挙推進協議会（以下「明推協」）の研修会など）。選挙管理委員会や明推協など、これまでに300人を超える方とともに「効果的な選挙啓発とは何か?」について考えてきた。

◆選挙啓発作戦カイギ

ワークショップのプログラムデザインは単純なもので、①現在取り組んでいる啓発活動を洗い出す、②このまま続けたいもの、改善したい

ものに分ける、③このまま続けたいものをさらに向上させる、もしくは改善のためのアイデア出しをする、④アイデアの中から実行可能なものを絞る、という流れである（さまざまな地域の選挙啓発関係者が集まる研修会では、③までが限界である）。

このプログラムの肝は、前向きな議論ができるかどうかである。上述したように、予算不足、人手不足など、できない理由をあげればいくつも出てくる。また、変えることには大きな労力を費やすこともあり、例年どおりの啓発活動のままなら従事者は楽である。しかし、「本当にこのままでいいのか?」という問題意識を抱えながら行う啓発活動は、やっている本人たちも気持ちが悪く、モチベーションも上がりにくい。その気持ち悪さ、問題意識を声に出して、まずは自分たちができる範囲からでも取り組んでいこうという前向きな姿勢があれば、きっと啓発活動は大きく変わっていく。

そのためにも1年に一度は啓発活動を振り返り、さらに向上させるために、PDCAサイクルをまわしていくことが重要である。自治体規模で実施されている研修会や大会は、外部有識者による講演を聞くだけの会が多い印象である。しかし、啓発活動に関わるメンバーは、年に何度も顔を合わせるわけではないので、この貴重な機会を活用し、啓発活動の振り返りや地域同士の情報交換の場とすることを各地域の選挙管理委員会には提言したい。

◆見えてきた3つの課題

さまざまな地域の啓発活動を伺う中で、大きく3つの課題が見えてきた。

第1に、「言っても変わらない」の無力感である。以前こんな方と出会うことがあった。選挙啓発への課題についてのワークでは活発に発

言されていたが、アイデア出しの段階で手が止まっていた。どうしたのかと聞いてみたら、この研修でいくらアイデアを出しても、自分のまちの選挙管理委員会は聞く耳を持たないから無駄だというのだ。この話を聞いて胸を痛めたのを今でも覚えている。啓発活動に関わる方が自分たちの啓発に無力感を感じていては、効果的な啓発となるはずがない。もちろんすべてのアイデアを実現することは難しいかもしれないが、「こうしたら良いのに…」という意見を素直に受け止める姿勢を求めたい。

第2に、地域団体との連携の少なさである。やはり明推協だけで取り組む活動には限界があり、地域団体ともっと連携が必要だという意見はさまざまところで寄せられる。啓発活動は明推協だけで取り組む必要はなく、連携できる場所があれば一緒に活動していくのが好ましい。例えば、自治会・町内会など連携の可能性がある組織はたくさんある。こういうお手伝いをしてほしいとお願いをするのもひとつの手ではあるが、どんな連携の可能性があるのかということも含め、研修会などに地域団体の関係者を招き、共に考える場を持つことも重要である。

第3に、学生との協働である。全国には、主権者教育や街頭啓発など、さまざまな形で啓発活動に関わる学生グループや学生ボランティアが存在する。学生が啓発活動に取り組んでくれることは心強く、話題性もある。しかし裏返せば、彼らが使え物にされてしまうのではないかと危惧している。

選挙啓発に関わる学生からこんなエピソードを聞いたことがある。どうしても来てほしいと頼まれて、学校の授業を休んでまで街頭啓発（ティッシュ配り）に参加した。その日は報道機関からの取材が多くあり、15分くらいの活動をして取材が終わったら「もう帰ってもよい」と言われたという。民主主義の担い手たる選挙啓発の現場において、こうしたお飾り参加が行われていて効果的な啓発活動となるはずがない。選挙管理委員会や明推協の皆さんには学生の捉え方を今一度捉え直し、学生自身もこの活



動が民主主義の発展につながるかを考え、啓発活動に関わってほしいと思う。

◇おわりに

本稿では、あまり触れることができなかったが、そもそもの啓発活動の目的は「投票率の向上」なのかということについても考慮する必要がある。つまり投票率だけが上がれば良いのかという問題である。

18歳選挙権の実現を機に、選挙管理委員会や明推協、大学生啓発グループと学校の連携が進み、「選挙出前授業」に取り組む姿を多く見るようになった。しかし本来選挙とは、直接民主主義の補完としてのひとつの手段であり、投票の仕組みを学ぶだけの出前授業では内容として不十分である。

例えば、私は学校や選挙管理委員会から主権者教育や選挙啓発に関する授業の依頼があれば、地域の課題発見や学校の改善策を考えるようなワークショップを実施している。自分の身近な社会や政治が自分ごとになった上に、地域社会や国の政治があると考えているからである。

啓発活動がマンネリ化し、低投票率の選挙が続く今だからこそ、これまでの活動を一度振り返り、改めて「効果的な選挙啓発とは何か？」について考える時期が来ているのではないだろうか。

どひじゅんや 1995年生まれ。子ども・若者の地域参画コーディネーター。早稲田大学大学院社会科学研究所修士課程在籍中。静岡県内を中心に子ども・若者のまちづくり活動のコーディネーションを行う。

学校における選挙出前授業の取り組み



右京区学生選挙サポーター

◆はじめに

最近、巷では若者の政治への無関心が大きな社会問題となっており、各選挙における20代30代世代の投票率が、他の世代に比べて極めて低くなっているということは周知の事実である。若年有権者層の投票率が低いという状況が、このまま進んでいくと、若者の意見が反映されにくい社会が形成されるのは時間の問題だと思われる。

私たち右京区学生選挙サポーター¹⁾(以下「学サポ」)は、こういった現状に危機感を感じ、若年有権者層の投票率の向上のため、同世代として何ができるのかを考え、様々な活動に取り組んでいる。

具体的な活動内容は、選挙時の投・開票事務従事、地域イベントでの選挙啓発活動、選挙出前授業の3つである。このうち、平成25年度より開始した選挙出前授業は、右京区内の小中学校や支援学校延べ15校で取り組んでおり、実施した学校からは高い評価をいただいている。模擬投票だけでなくグループワーク等を取り入れた参加型の授業で、生徒自身が選挙について考えるきっかけとなっている。

当初は小学校のみで実施していた選挙出前授業であるが、平成28年度から、京都市立鳴滝総合支援学校(以下「鳴滝支援学校」)においても取り組みを始め、今年も8月1日に実施した。対象は高等部1-3年生、67人である。学サポは12人が参加した。

◆鳴滝支援学校での選挙出前授業

18歳を間近に控えた(もしくは、既に迎えている)生徒に、選挙をより身近に感じてもらうため、次の2点を重視した。

1点目は、公約の内容を「教育」「社会保障」「労働条件」の実社会に即した3つにしぼり、比較がしやすいように工夫した。

2点目は、なぜ選挙に行くことが大切なのか、選挙に参加しないとどうなるのかについて、1人ひとりが考え、他の人と意見交換をするグループワークにより多くの時間を設けた点である。

授業のおおまかな流れは以下のとおりである。

授業時間	時間配分	授業内容
55分	5	はじめに(自己紹介)
	5	選挙劇(質問タイム)
	45	模擬投票
5分	5	休憩
45分	5	開票結果発表
	25	グループワーク
	15	まとめ

学校側には、グループワークの重要性を伝え、可能な限り2コマ(休憩含め105分程度)確保していただけるようお願いする。これは、1コマ目の選挙劇、模擬投票だけでなく、2コマ目のグループワークをすることで、生徒たちに選挙に行く重要性や、自分の力で候補者について知る大切さを、意見交換を通して考えてほしいためである。
<選挙劇>

最初に、明るい選挙のイメージキャラクターである「めいすいくん」の着ぐるみを登場させ、選挙に親しみを持ってもらう。

次に、大学生が候補者役・応援演説者役を演じる選挙劇へと展開する。大学生が、選挙の概要を説明するよりも、生徒が実際の選挙を体験するほうがより親しみを感じ、印象に残ると考えるからである。生徒には、候補者の公約一覧を配布する。

候補者の公約について、賛成、やや賛成、やや反対、反対に○を付けてもらう。目的は、生徒自身が候補者に対する意見を、視覚化させることである。また疑問点はメモを取ってもらうようにする。

演説終了後は、質問タイムを設けている。公約

1) 京都市右京区役所と地域連携協定を締結している地域ゆかりの大学等の学生により、平成23年12月に創設。京都市内で、区選挙管理委員会と連携して1年を通して活動している唯一の学生啓発団体である。現在は、京都外国語大学・同短期大学、京都光華女子大学・同短期大学部、嵯峨美術大学・同短期大学、花園大学、京都学園大学、立命館大学の学生約30人が活動している。

公約プリント

	吉野 桜	的場すすむ	田中二郎
教育	情報の授業時間を増やす 良：パソコンやICT機器を使って自分で困りを解決する力がつく 悪：設備費用が必要	体験学習やグループワークなどの生徒が自ら学習する授業を増やす 良：問題解決能力の向上 悪：基礎学力が身に付きにくい可能性	土曜日も授業日に良：就労などに必要な能力の向上 悪：自由時間が減り心のゆとりがなくなる可能性
社会保障	生活保護を受けやすくする 良：生活保護が受けやすくなり、経済的に困っている人を多く救える 悪：税金を多く集めるなど、どこかからお金を集める必要が出てくる	15歳以下と70歳以上は医療費を無料にする 良：医療費の負担がなくなる 悪：16歳から69歳の人の負担が増える	公的年金の廃止 良：毎月の支払いがなくなる 悪：退職後（老後）の資金を考えて仕事をしなければならぬ
労働条件	ワークシェアリングの推進 良：残業がなくなり、雇用が増える 悪：給料が減る	最低賃金の大幅引き上げ 良：今まで給料が少なかった人たちの給料が上がる 悪：会社の利益の減少、働く時間が減る可能性	裁量労働制の推進 良：時間内に仕事が終われば残業しなくてもよい 悪：時間内に仕事が終わらなければサービス残業になる

を生徒自身で受け止め、分からないことは自分で確認し、公約の裏に隠されていることはないかを確認させることが重要であると考えているからである。生徒が質問しやすい雰囲気を作るため、全体を3班に分ける。それぞれの班は候補者もしくは応援演説者に対して質問をする。5分ごとにローテーションで入れ替わり、3人の候補者の公約を深く理解出来るように工夫している。

開票結果発表後、当選者は、公約に沿った今後の抱負を述べるが、ここで重視していることは、当選者が2位以下の落選者の政策についても触れることである。特に2位と僅差で当選した場合、現実には当選者は2位の候補者の政策についても、意識せざるを得ないとする。生徒にとって、自身の推薦候補が敗れたとしても、投じた1票には意味があったという点に気付かせたいからである。

また大学生は、選挙劇において、候補者・応援演説者役となり演説を行うことから、自ら公約について勉強し、大学生自身が社会情勢を勉強するよい機会となっている。さらに自分の考えを理解してもらえ話し方を会得する機会ともなっている。

<グループワーク>

グループワークでは、「①どの公約を重視したのか」「②賛成・やや賛成・やや反対・反対のどれを重視して決めたのか」について話し合う。生徒5～6人ずつに班を編成し、すべての班に学サポが1人ずつはりつく。ここでの学サポの役割は、生徒の話聞くことに徹し、話が煮詰まった場合などはもう一度課題を伝え、答えやすい質問をして生徒の意見を引き出すことである。



候補者の政策が社会にもたらす影響について、内容を記載した公約プリントを配布し、自分でメモを取った内容と比較してもらう。

「なぜその候補者に投票したか」を話し合う際に、自分は、3つの公約に賛成するものが多いから投票した、1つどうしても譲れない公約があったから投票した、といった投票基準に気付いてもらうためである。他の人の意見も聞き、投票する基準は人それぞれ違って良いということに気付いてもらいたいと考えている。

また、演説を聞いて候補者の公約に賛成したが、グループワークを通してその公約を実現することによる悪い影響（例えば、多くの税金がかかるなど）に気付くような生徒がいるかもしれない。このように、様々な角度から公約を考える大切さを伝えることも、目的の1つである。

<出前授業でのまとめ>

最後に、まとめを行う。学サポから、①投票に行くこと、②候補者の考えをきちんと知ること、③自分の意見を持ち真剣に考えることの3つを生徒に伝える。最後に、授業で学んだことを家族に伝えて、話し合ってもらうことをお願いし、終了する。出前授業をきっかけに家庭で選挙について話すことで、保護者の投票意識も

高めたいという目的がある。

＜授業の完成まで＞

選挙出前授業実施の前に、まず、学校との事前打ち合わせが重要である。この打ち合わせについては、学サポ、右京区選挙管理委員会（以下「右京選管」）、鳴滝支援学校の三者で行う。事前に学サポが作成した公約と台本をもとに、学校側に取り入れてほしい点があるか、変更が必要な点はないか、確認を行う。

その後、持ち帰った意見をもとに学サポのメンバーで話し合いを行い、学校の要望に応えるべく授業内容をどのように変更するかを決定する。出来上がった台本については右京選管の担当者と、教育的観点から授業について御指導をいただいている花園大学の中善則教授²⁾ から適宜助言をいただき、学サポが再検討するというサイクルを何度も繰り返した。大学生のやりたいことを尊重しつつ右京選管も内容が納得できるものになるまで、議論の繰り返しを求めて完成させる。最終的には、再び鳴滝支援学校に確認をいただいて、内容を確定させた。

今年の打合せでは、2回目の実施となるため、鳴滝支援学校側に変更すべき点がないか伺ったところ、2年連続で同じものを実施することで生徒の理解が定着するため、授業内容は変えないでほしいとの意見をいただいた。また、学校との協議において、投票日当日に選挙に行けない人のための期日前投票制度を再現した。

◆ 今後の出前授業

学サポでは5年前から先行して出前授業を実施しているが、最近、京都市の右京区以外の行政区でも出前授業を実施しているところである。その中でも、学サポのように大学生が授業内容を考案・実践し、選挙管理委員会と協働して出前授業を行っている取り組みは京都市内で唯一であり、注目をされている。学サポは今まで右京区内の学校でのみ出前授業を行ってきたが、今後右京区以外で活動する機会が出てくるかもしれない。今後も引き続き活動を拡大し、投票の大切さを伝えていきたいと思う。



◆ 参加学生の声（花園大学 加藤伸子）

「出前授業を通して感じた事、学んだこと」

私は教職希望であり、中教授の進めもあって学サポの活動に参加している。出前授業は、実際に生徒たちの前で話せる貴重な機会であり、とてもやりがいを感じ取り組んでいる。今回の鳴滝支援学校の出前授業では、台本を作成し、当日の進行管理および司会を行った。

2月に実施した小学校での出前授業は、先輩たちと取り組んできたが、今回は、経験のない後輩たちと初めて行う出前授業であったことから、非常に不安を感じていた。そのため、従来よりも多くのリハーサルを重ね、生徒からの質問を想定し各々公約について勉強するなど、入念な下準備を行った。

当日、生徒たちからの質問が予想以上に多く、真剣に聞き、考えてくれていると感じた。生徒の反応を見るたびに、投票に行くことの大切さを伝えることが出来たと思い、授業をして良かったと感じた。

鳴滝支援学校の先生からは、生徒たちにとってとても良い学びになったとお褒めの言葉をいただいた一方で、情報量が多すぎた、話すスピードが早かったなどのご指摘もあったので、今後は改善し、より良いものを作っていけるように努力したい。

出前授業が書籍になりました

学サポの選挙出前授業の詳細な内容について興味を持っていただいた方は、今年9月に出版された書籍『子どものための主権者教育－大学生と行政でつくるアクティブ・ラーニング型選挙出前授業』（ナカニシヤ出版）を参照いただければ幸いです。

編著：中善則・花園大学文学部教授
協力：京都市右京区選挙管理委員会
右京区学生選挙サポーター



2) よりよい、誰も置き去りにしない温かい社会を目指し、考え、行動する、いわゆる「シティズンシップ」（市民性）を育成する授業のあり方などを研究。

楽しい選挙の学び方！



好評発売中!!

世界から、現場から…
どちらにも正しい学び方

話したくなる世界の選挙

～世界の選挙をのぞいてみよう～
定価(本体2200円+税) B5判144ページ
世界各国の選挙を比べてみると、
いろんな違いが見えてくる。



●お問合せは

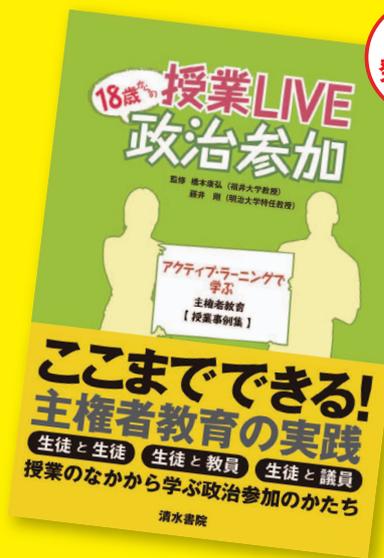


株式会社 清水書院

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-11-6 ☎03-5213-7151 (代表) Fax03-5213-7160
清水書院ホームページ <http://www.shimizushoten.co.jp>

好評発売中!!

18歳選挙権ではじまる
主権者教育のかたち



授業LIVE 18歳の政治参加

定価(本体2000円+税) A5判216ページ



ここまでできる!
主権者教育の実践
生徒と生徒 生徒と教員 生徒と議員
授業のなかから学ぶ政治参加のかたち
清水書院



協会からのお知らせ

主権者教育アドバイザー派遣制度

総務省では、8月から主権者教育アドバイザー派遣制度を実施しており、協会は運営事務局として協力しています。この制度は、総務省が委嘱した大学教授や高校教員等を、全国の選挙管理委員会・教育委員会等の要望に応じて派遣し、出前授業・研修会の講師や主権者教育の長期計画策定への助言等を行います。

協会で事前相談を受け付けておりますので、まずはご一報ください。

吉野作造記念館のイベント

吉野作造記念館(宮城県大崎市)は、10月8日～12月28日に企画展「90年前の清き一票～普通選挙のはじまり～」を開催し、協会も後援しています。吉野東京帝大教授の講義ノート等の展示のほか、12月2日(土)には、小玉重夫東大教授による講演「18歳選挙権と政治教育」を予定しています。詳しくは吉野作造記念館にお問合せください。

<https://www.yoshinosakuzou.info/>

表紙ポスターの紹介

◆平成28年度明るい選挙啓発ポスターコンクール
文部科学大臣・総務大臣賞作品

林 洋輔さん 埼玉県富士見市立針ヶ谷小学校2年(受賞当時)

評 東良 雅人 文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官

「みんなを投票に行くように誘ってくれるこんな選挙ロボットがあったらいいのに」という夢がいっぱいつまった独創的な表現がこの作品の魅力です。緑のロボットに連れられて投票に行く人々も、足からジェット噴射している様子も楽しいですね。



編集後記

特集は本年3月に告示された小学校と中学校の次期学習指導要領の基本的考え方や、中教審答申での主権者教育の捉え方、あわせて主権者教育について憲法からの視点と海外事例について執筆いただきました。

編集・発行 ●公益財団法人 明るい選挙推進協会

〒102-0082 東京都千代田区一番町13-3 ラウンドクロス一番町7階 TEL03-6380-9891 FAX03-5215-6780
〈ホームページ〉<http://www.akaruisenkyo.or.jp/> 〈フェイスブック〉<https://www.facebook.com/akaruisenkyo>
〈メールアドレス〉akaruisenkyo@mua.biglobe.ne.jp 〈ツイッター〉<https://twitter.com/Akaruisenkyo>

編集協力 ●株式会社 公職研



宝くじは、
みなさまの豊かな
暮らしに
役立っています。



宝くじは、図書館や動物園、学校や公園の整備をはじめ、
少子高齢化対策や災害に強い街づくりまで、
さまざまなかたちで、みなさまの暮らしに役立っています。

一般財団法人 日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や
公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。

一般財団法人
日本宝くじ協会
<http://jla-takarakuji.or.jp/>

